

東浦町多面的機能支払交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「国要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「国要領」という。）に基づいて実施する多面的機能支払交付金事業において必要な事項を定め、活動組織等が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を支給することにより農業・農村の持つ多面的機能が適切に維持・発揮されることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5の1に定める広域活動組織又は活動組織をいう。

(交付の対象及び交付額)

第3条 交付の対象及び交付額は別表1に掲げるとおりとし、国要綱別紙1第6の1及び別紙2第6の1に定める活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動について支援の対象とする。

(交付金に係る会計経理)

第4条 交付を受けた活動組織等は、別表2の交付金欄に掲げる経費について、適正に会計経理をしなければならない。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする活動組織等の代表者(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までに交付金交付申請書(様式第1)を、町長に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定し、様式第2により申請者に通知するものとする。

(交付金額の変更)

第7条 申請者は、事業計画の変更等により交付金の額に変更が生じた場合は、速やかに交付金変更交付申請書(様式第3)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請について審査し、交付金を追加又は減額することを決定したときは、様式第4により申請者に通知するものとする。

(前金払の請求)

第8条 申請者は、第6条又は前条第2項の規定による通知を基に交付金の前金払いを請求するときは、交付金前金払請求書(様式第5)を町長に提出するものとする。

(実施状況の報告)

第9条 申請者は、国要綱別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に定める実施状況の報告を、事業完了の日から起算して14日を経過した日又は当該年度の末日までのいずれか早い期日までに、町長に提出しなければならない。

2 前項の実施状況の報告は、実績報告書を兼ねるものとする。

(活動の廃止)

第10条 活動組織等は、別表1に掲げる交付の対象となる活動を廃止しようとする場合においては、様式第6により町長に申請しなければならない。

(交付決定の取消し及び交付金の返還)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させるものとし、様式第7により活動組織等へ通知するものとする。

(1) 法令又は国要綱若しくはこの要綱に違反した場合

(2) 国要綱の別紙1の第9及び別紙2の第9に定める返還が生じた場合

(3) 活動の廃止があった場合

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団と密接な関係を有する者であることが判明した場合

2 町長から前項の通知を受けた活動組織等は、速やかに交付金の返還方法に係る申請書(様式第8)を提出するものとする。

3 町長は、前項に対して適当と認める場合は、交付金の返還方法に係る承諾書(様式第9)を活動組織等に通知する。

4 前項の承諾を受けた活動組織等は、交付金を返還するものとする。

(交付金の繰り越し)

第12条 活動組織等は、事業計画に定める活動期間内において、各年度の終了時点で生じた農地維持活動又は資源向上活動に係る交付金の残額を翌年度の経理に含めることができるものとする。

(交付金の精算)

第13条 町長は、国要領の第1の11の(1)、又は第2の14の(1)に定める清算に係る返還が生じた時は、様式第10により活動組織等へ通知するものとする。

2 町長から前項の通知を受けた活動組織等は、回答書(様式第11)を町長に提出し、町長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

3 当該事業の活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、活動を継続する活動組織等については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができるものとする。

(交付決定前の活動)

第14条 活動組織等は、交付金の交付決定前に農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合にあつては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

(財産の管理等)

第15条 活動組織等は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金

交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 活動組織等は、次に掲げる交付の基礎となった証拠書類及び経理書類の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

- (1) 交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類
- (2) 金銭出納簿
- (3) 領収書等支払いを証明する書類
- (4) 財産管理台帳
- (5) その他多面的機能支払交付金に関する書類

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年6月9日から施行する。

別表1（その1）

交付の対象		地目	10アール当たりの交付単価
農地維持活動		田	3,000円
		畑	2,000円
		草地	250円
資源向上活動（共同）	100%単価	田	2,400円（2,000円（※2））
		畑	1,440円（1,200円）
		草地	240円（200円）
	75%単価 （※1）	田	1,800円（1,500円）
		畑	1,080円（900円）
		草地	180円（150円）
資源向上活動（長寿命化）		田	4,400円
		畑	2,000円
		草地	400円

【資源向上活動（共同）の交付単価について】

（※1）農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

（※2）資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合には、交付単価に5/6を乗じた（ ）内の単価とする。

【資源向上活動（長寿命化）の交付単価について】

（※3）資源向上支払（長寿命化）の交付単価は、上限額とする。

ただし、施設の長寿命化のための活動については、新規認定に際し、交付単価の上限及び年交付額を下記のとおり設定する。

- a. 広域活動組織又は直営施工を実施する組織以外は、交付単価の上限を平成27年度までの5/6に減額
 - b. 広域活動組織を除く活動組織は、1集落あたり年交付額上限200万円
- a、bのいずれか小さい額を年交付額の上限額とする。

別表1（その2）

交付の対象	交付額
地域資源保全プランの策定	50万円
組織の広域化・体制強化	40万円

別表 2

交付金	交付金の対象
1 農地維持支払交付金	国要綱の別紙 1 の第 4 の農地維持活動に係る経費
2 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)	国要綱の別紙 2 の第 4 の 1 の資源向上活動(共同)、及び同 3 の組織の広域化・体制強化に係る経費
3 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)	国要綱の別紙 2 の第 4 の 2 の資源向上活動(長寿命化)に係る経費

【多面的機能支払交付金の運用について】

- 1 農地維持支払交付金について、活動計画書に定められた活動を適切に実施した場合は、資源向上支払交付金の活動に使用することができる。
- 2 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)について、活動計画書に定められた活動を適切に実施した場合は、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の活動に使用することができる。
- 3 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)を農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)の活動に使用することはできない。
- 4 繰り越しした交付金(精算に伴う繰り越しも含む。)については、前年度の実施状況の報告で定めた用途に従うこと。

様式第1

年 月 日

年度多面的機能支払交付金交付申請書

東浦町長

(組織の名称)

(代表者氏名)

多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、東浦町多面的機能支払交付金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)
- 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)

※該当する方にレ点を付ける

金 円

上記の交付については、下記の振込口座にお振り込みください。

交 付 金	金融機関《ゆうちょ銀行以外》													
	金融機関名										支店名			
振 込 口 座	農業協同組合 銀行 信用金庫													
	信用組合 労働金庫 信連 農林中金													
口 座 名 義	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)						口座番号(7桁に満たない場合は、右づめで記入)							
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知													
口 座 名 義	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》													
	記号(6桁目がある場合は※部分に記入)						番号(右づめで記入)							
						*								
口 座 名 義	フリガナ													
	口座名義													
口 座 名 義	(〒 -) 都 道 市 区													
	住 所 府 県 町 村													

※農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)
及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)は、振込先口座を別にすることとなっているため注意すること。

様式第2

第 号
年 月 日

(組織の名称)

(代表者氏名)

東浦町長

㊟

年度多面的機能支払交付金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった 年度多面的機能支払交付金については、東浦町多面的機能支払交付金交付要綱第6条の規定により下記のとおり決定します。

記

1 交付金額（該当する方にレ点）

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円

2 交付の条件

(1) 交付金の受給対象者は、この交付金に関する関係法令、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号）及び東浦町多面的機能支払交付金交付要綱に従わなければならない。

(2) 交付金の受給対象者は、交付金の交付決定前に農地維持活動（及び資源向上活動）に取り組む場合にあっては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

年度多面的機能支払交付金変更交付申請書

東浦町長

(組織の名称)

(代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった本交付金について、下記のとおり追加（又は減額）したいので東浦町多面的機能支払交付金交付要綱の規定により申請します。

記

- 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)
- 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)

※該当する方にレ点をつける。

追加額（又は減額） 金 円

様式第4

第 号
年 月 日

(組織の名称)

(代表者氏名)

東浦町長

印

年度多面的機能支払交付金の変更交付決定について（通知）

年 月 日付で申請のあった 年度多面的機能支払交付金については、東浦町多面的機能支払交付金交付要綱の規定により下記のとおり決定します。

記

1 変更後交付金額

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

※該当する方にレ点をつける。

金 円（変更前交付金額 金 円）

2 交付の条件

年 月 日付 第 号で通知の条件に従わなければならない。

様式第5

年度多面的機能支払交付金前金払請求書

年 月 日

東浦町長

(組織の名称)

(代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について、東浦町多面的機能支払交付金交付要綱の規定により下記のとおり前金払によって交付されたく請求します。

記

1 交付金対象事業

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

※該当する方にレ点をつける。

2 前金払い金額

金 円

年 月 日

多面的機能支払交付金の活動廃止について

東浦町長

(組織の名称)

(代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画に基づく活動を廃止したいので、東浦町多面的機能支払交付金交付要綱の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 対象となる事業計画
別添のとおり
- 2 活動を廃止する日
年 月 日
- 3 活動を廃止する理由
- 4 活動の廃止に伴う措置
東浦町多面的機能支払交付金交付要綱第12条に基づき、交付金を返還します。
- 5 その他参考となる書類（添付書類）
総会における活動廃止の議決資料（写）
※その他、活動廃止理由の参考となる資料があれば添付

様式第7

第 号
年 月 日

(組織の名称)

(代表者氏名)

東浦町長

印

多面的機能支払交付金の返還について（通知）

多面的機能支払交付金の支払済み交付金について返還事項が確認されましたので、東浦町多面的機能支払交付金交付要綱の規定により下記のとおり返還してください。

記

1 返還事項

2 返還金額

対象交付金	返還額	返還の対象となる期間
	円	○年度～○年度の○カ年分
	円	○年度～○年度の○カ年分
	円	○年度～○年度の○カ年分
計	円	

※対象交付金には、①農地維持支払、②資源向上支払（長寿命化を除く）、③資源向上支払（長寿命化）のいずれかを記入する。

3 返還期日

年 月 日

4 交付金の返還方法に係る申出

別記様式6-2号「多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書」を速やかに提出してください。

5 振込先

金融機関名 口座番号

※振込み手数料については、交付金から充当できません。（活動組織の自己負担）

東浦町長

(組織の名称)

(代表者氏名)

多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金の返還方法について、東浦町多面的機能支払交付金交付要綱の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 交付金の返還方法

項 目	農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く。）	資源向上支払（長寿命化）
組織の資金から返還する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年度多面的機能支払交付金の相殺により対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。

2 返還期日（返還期日の延期を申し出る場合に記載する。）

返還期日を、 年 月 日 に延期願います。

様式第9

多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書

第 号
年 月 日

(組織の名称)
代表者氏名

東浦町長 印

年 月 日付で届け出のあった多面的機能支払交付金の返還方法については、東浦町多面的機能支払交付金交付要綱の規定により下記のとおり承諾します。

記

1 交付金の返還方法

項 目	農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く。）	資源向上支払（長寿命化）
組織の資金から返還する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年度多面的機能支払交付金の相殺により対応（※1）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。

2 返還期日（返還期日延期の申し出があった場合に記載する。）

返還期日を、 年 月 日に延期します。

(組織の名称)
代表者氏名

東浦町長 ⑩

多面的機能支払交付金の清算について（通知）

年 月 日付けで提出のあった 年度多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を確認した結果、事業計画に定める当該事業の活動期間終了年度となる年度末に交付金の残額がありますので、東浦町多面的機能支払交付金交付要綱の規定により下記のとおり通知する。

記

1 清算金額

区 分	清算金額
農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く。）	円
資源向上支払（長寿命化）	円

2 返還期日

年 月 日

3 振込先

金融機関名 口座番号

※振込み手数料については、交付金から充当できません。（活動組織の自己負担）

4 新たな事業計画に基づく交付金への繰入れについて

翌年度に新たな事業計画の認定を受け活動を継続する場合は、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができます。

新たな事業計画に基づく交付金への繰入れを希望する場合は、その旨を届け出てください。

年 月 日

多面的機能支払交付金の清算について

東浦町長

(組織の名称)

(代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金の清算については、東浦町多面的機能支払交付金交付要綱の規定により下記のとおりとします。

記

【清算方法等】

項 目	清算金額	清 算 方 法	
		返 還	新たな事業計画へ繰入れ
農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く。）	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資源向上支払（長寿命化）	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。